ニ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（ホ及びヘにおいて「旧効力確定給付企業年金法」という。）第百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する積立金

ホ　旧効力確定給付企業年金法第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は第百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金

ヘ　旧効力確定給付企業年金法第百十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により存続厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額

ト　旧厚生年金保険法の規定により旧厚生年金保険法第百四十九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された資産又は平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金から権利義務が承継され、若しくは移換された資産で、財務省令で定めるもの

第百五十六条中「場合、厚生年金基金」を「場合、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号（定義）に規定する厚生年金基金（以下この条において「厚生年金基金」という。）」に改める。

第百八十三条第二項第二号を次のように改める。

二　当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により移換された同法第二条第十二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ　旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定するものを除く。）に係る同項に規定する加入員の負担した掛金

ロ　確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額

ハ　第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第三項第五号に規定する加入者が負担した金額

ニ　小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金（第七十二条第三項第三号ロ及びハに掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

ホ　確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

第百八十三条第四項第一号中「事業主等」の下に「又は連合会」を、「第三十五条第三項第三号」の下に「若しくは第七十二条第三項第五号若しくは第八十二条の二第二項第五号（公的年金等とされる年金）」を加え、「厚生年金保険法第百六十五条の二第二項の規定により企業年金連合会から移換された移換年金給付等積立金、確定給付企業年金法第百十条の二第三項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された移換積立金、同法第百十一条第二項若しくは第百十二条第四項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された承継年金給付等積立金又は同法第百十五条の三第二項の規定により厚生年金基金から移換された移換脱退一時金相当額のうち、」を「当該金額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る」に、「を除く。」を「が含まれている場合には、当該金額を控除した金額」に、「第七十二条第二項第四号」を「第七十二条第三項第四号」に改め、「（公的年金等とされる年金）」を削り、同項第二号ロ中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「法第三十一条第二号に掲げる」を「第七十二条第二項に規定する」に、「同号」を「同項」に改め、同号ハ中「規定する加入者の退職により支払われる」を「掲げる」に改め、同号ニ中「第七十二条第二項第四号に規定する勤務をした者の退職により支払われる」を「第七十二条第三項第四号に掲げる」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうちに同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

第二百八条に次の一号を加える。

四　平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法（以下この号において「旧効力厚生年金保険法」という。）第百三十八条から第百四十一条まで（費用の負担）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金（旧効力厚生年金保険法第百四十条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）

第二百八条の八第一項中「、第百七条第一項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）、第百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）、第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は附則第二十五条第一項（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）」を「又は附則第二十五条第一項（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次項において「旧効力確定給付企業年金法」という。）第百七条第一項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転）、第百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）又は第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）の規定その他財務省令で定める規定」に、「同法第三条第一項」を「確定給付企業年金法第三条第一項」に改め、同条第二項中「、第百七条第一項、第百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項」を「又は附則第二十五条第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法第百七条第一項又は第百十条の二第三項の規定その他財務省令で定める規定」に、「、第七十七条第一項及び」を「及び第七十七条第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法」に改め、「の規定」の下に「その他財務省令で定める規定」を加える。